

○宮古島市営住宅の地域対応活用計画に係る目的外使用に関する取扱要綱

令和6年3月29日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅に空き住戸が生じている地域において、民間賃貸住宅の家賃高騰により住居の確保ができない若者に住居を提供することにより、地域の活性化を図ることを目的とする市営住宅の目的外使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 この要綱に基づく目的外使用の対象となる市営住宅は、公営住宅地域対応活用計画（平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知による公営住宅の地域対応活用計画をいう。）において、沖縄総合事務局長の承認を受けた市営住宅とする。

(入居者の資格)

第3条 目的外使用により、市営住宅の入居を認められる者は、市内において現に住宅に困窮していることが明らかである者であって、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている又は本市に本籍のある者
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている3親等以内の親族のある者のうち、本市への移住を希望するもの

2 前項に規定する要件を満たす者のうち、目的外使用による入居を希望する者（以下「入居希望者」という。）の目的外使用の開始日現在の年齢が20歳以上である者は、単身世帯であっても目的外使用による入居を認めることとし、同日現在の年齢が20歳未満である者においては、20歳以上の親族が同居する場合に限り目的外使用による入居を認めることとする。

(使用期間)

第4条 目的外使用の使用期間は、1年以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用期間を更新又は変更できるものとする。

2 前項の使用期間の更新は、当初の使用開始日から起算して3年以内の期間

を限度とする。

(使用料等)

第5条 目的外使用による市営住宅の使用料等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用料は、宮古島市営住宅条例（平成17年宮古島市条例第185号。以下「条例」という。）に定める家賃に相当する額とする。

(2) 敷金は、使用料の3か月分とする。

(許可手続等)

第6条 目的外使用許可の申請の手続については、宮古島市財産管理規則（平成22年宮古島市規則第5号）第32条の規定を準用する。

2 入居希望者は、第4条第1項ただし書の規定による使用期間の更新又は変更を希望する場合には、宮古島市営住宅目的外使用許可期間更新・変更申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、必要性を検討した上で、目的外使用許可の可否を決定するとともに、当該申請をした移住希望者に通知するものとする。

(入居許可の取消し)

第8条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市営住宅への入居許可を取り消すものとする。

(1) 使用料を3か月以上滞納したとき。

(2) 正当な理由がなく、15日以上市営住宅を使用しないとき。

(3) 市営住宅を故意に毀損したとき。

(4) その他市営住宅の使用に関し必要な指示に違反したと認められるとき。

(その他)

第9条 この規則に定めるものを除くほか、市営住宅の目的外使用については、条例及び宮古島市営住宅条例施行規則（平成17年宮古島市規則第164号）に規定する市営住宅の使用の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

宮古島市営住宅目的外使用許可期間更新・変更申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者
住 所
氏 名

次のとおり市営住宅の目的外使用の期間を（ 更新 ・ 変更 ）したいので、申請します。

1 市営住宅の名称 市営住宅 棟 号室

2 使用の期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 許可期間の更新又は変更を希望する場合は、更新又は変更を希望する日の30日前までにこの申請書を提出してください。
- 2 許可期間の更新を希望する場合は、入居者全員の前年の所得証明書を併せて提出してください。

別記様式（第6条関係）